

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人尚絅学院
② 設置大学名称	尚絅学院大学
③ 担当部署	大学事務部 総務課
④ 問合せ先	somu@shokei.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	2026 年 9 月 11 日
⑥ 点検結果の公表日	2026 年 9 月 28 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.shokei.jp/disclosure/governance.html
⑧ 本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目標については、大学ウェブサイト等を通じ、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して広く社会に明示している。 ➤ 建学の精神： https://www.shokei.jp/guide/ ➤ 教育理念・目的： https://www.shokei.jp/guide/spirit.html
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	大学案内や募集要項、履修ガイド等に、3つの方針（ポリシー）を具体的に明示することで、学生に対して入学から卒業に至る学びの道筋を明確に示すとともに、自己点検・評価結果に基づき、教育の質向上、学修環境の整備・充実に継続的に取り組んでいる。 ➤ 3つのポリシー： https://www.shokei.jp/guide/policy/three.html ➤ 自己点検評価 https://www.shokei.jp/guide/jihee.html
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長は、理事会から委任された理事会決定事項について権限を行使して、リーダーシップを発揮して大学教学運営を統括し、所属教職員を統督している。 教授会は、学則で定められた事項について学長が決定を行うにあたり構成員が意見を述べる機関であり、教授会で審議する事項については学則第56条に定められている。 また、学長の下、総括担当及び教学担当の2名の副学長を配置し、担当業務を分担し管理する体制を構築している。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	各委員会及びセンターの運営を含め教員と職員等が、適切に分担・協力・連携を行うことを可能とする体制を確保し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努めている。 「尚絅学院事務分掌規程（大学事務部：10条～17条）」及び「尚絅学院大学常任委員会組織運営規程」 ➤ 組織図： https://www.shokei.jp/guide/organization_staff.html

実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	SD・FD（スタッフ・ディベロップメント、ファカルティ・ディベロップメント）については、大学のFD・SD委員会において基本方針及び年間計画を承認・確定した後に、その基本方針及び計画に基づいて研修を行っている。 また、学院でも別途でSDについては、定められた研修体系に基づき、研修計画を立案、その計画に基づいて研修を行っている。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	中期計画策定時には、先に実施の認証評価の結果を踏まえ、法人及び大学については検討・策定を行う。2025年度は第4次中期計画の総括を踏まえた上で、第5次中期計画を策定し、計画実行に向け取り組みを行っている。 ▶ 第5次中期計画： https://ap.shokei.jp/data/pdf/chuki05.pdf
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	毎年度各学校の事業報告、決算審議の際、中期計画に基づいた事業進捗と財務状況について常任理事会で把握、共有しており、理事会審議を踏まえ、事業報告、財政状況等については学院HPに掲載し情報公表している。2025年度からは第5次中期計画に基づき単年度の進捗状況確認について常任会をベースに実施予定。中期計画における学院のミッション・ビジョン、各所属毎の目標・方針について公開している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく人材育成とともに、地域の多様な社会人の受入など、社会の要請に応じた学びの機会を提供している。 生涯学習講座の開設をはじめ、意欲ある社会人が大学で学べるよう、社会人対象の入学者選抜制度や科目等履修生の受入を行っている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	大学の資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元すること

	に努めている。産学官連携においては、大学所在地である名取市と連携し、産学官連携促進事業を実践した。地域連携においては、地域連携センターを開設し、3つの地域連携方針「地域人材の育成」「地域連携活動」「連携研究」のもと活動を行っている。仙台市太白区に所在する長町サテライトプラザを中心に、生涯学習講座や各種イベントを通して、地域と連携しながら活動を継続しており、多様な学びを創出している。また、学生の有志団体として活動しているボランティアチーム TASKI は、名取市閑上地域に拠点を置き、地域の夏祭りやクリスマス会などの行事を通して住民の方との交流をはかりながら、コミュニティの再生や、防災・減災の取り組みの発信を行なっている他に、学生がSDGsに関する自分たちの取り組み紹介や研究発表を行う場として、企業・活動団体・行政、高校生・大学生などともに毎年SDGs マルシェを開催している。
--	---

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、それに基づいた運営を行うとともに、事務組織において、障害者雇用を行い、共に業務にあたっている。 ▶一般事業主行動計画等： https://ap.shokei.jp/data/guidelines/nextgen.html
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	策定した行動計画に基づき配慮を行っており、2026 年 7 月 1 日現在の理事並びに評議員の女性比率は 20.8%となっている。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の責務を踏まえた人材確保の方針やあるべき理事長像を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保している。 ▶学校法人尚絅学院理事選任機関運営規程
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。

	理事会及び評議員会の決議が必要な事項について、決議が異なる場合は、更に審議を尽くすため、再度評議員会を招集し、理事長、常務理事、監事及び必要に応じ他の理事も出席し、改めて必要な説明を行うこととしている。 ➤学校法人尚絅学院理事会会議規則 ➤学校法人尚絅学院寄附行為 第7章 理事会と評議員会の協議
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	毎年、年1回理事・評議員及び監事の合同懇談会、又は研修会を開催し、教育・研究はじめ様々なテーマについての研修及び懇談の場としている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任については、寄附行為で評議員会の決議によって選任することを規定し、独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任している。
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事の職務及び責務については、寄附行為で規定し、又、その職務に関しての必要事項については、監事監査規程により規定している。令和5年度からは常勤監事1名を配置し、理事会・評議員会に出席、又年2回実施の定期監査の他、随時監査を実施すると共に、内部監査室を設置し、連携の下に学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況の監査にあたっている。 ➤学校法人尚絅学院寄附行為 第8章 会計監査人 ➤尚絅学院事務分掌規程（内部監査室）
実施項目 3-2 ③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	前年度事業報告及び決算に係る監査時と下期の年2回、監査協議会を開催し、監事、公認会計士、内部監査担当者が会し、三様監査の形態で監査報告及び意見交換の場を設け、監査の充実を図っている。2名中1名は学外監事のため、適時、常勤監事より情報提供等を行っている。常任会開催時には常勤監事が毎回出席するが、学外監事には会議資料及び会議録を送付し、運営状況把握の一助としている。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員会は、寄附行為第 33 条及び寄付行為施行細則第 6 条に定めた選出母体毎に選出された、理事の実数を超える 11 名以上 13 名以下(実数 13)で構成している。特に選出母体の内、学識経験者枠については、出来るだけ幅広いジャンルのステークホルダーより選任するように配慮している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	使命・目的の実現のため、最高意思決定機関の位置付けである「理事会」と諮問機関の位置付けである「評議員会」において、経営面における審議・諮問が適切に行われている。評議員会の開催は、寄附行為の定めにより、毎会計年度終了後 3 月以内に一回開催するほか、寄附行為及び会議規則に定められた諮問事項以外でも、重要と思われる案件に際しては、評議員会の意見を聴取している。2026 年度は 4 回開催予定であり、諮問機関としての役割を十分に果たしている。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において評議員が事前に審議内容を把握し、意見を出しやすくするため、理事会において議案を確定後、評議員会開催の原則 2 週間前に審議資料を送付している。コンプライアンス、ガバナンスをテーマとした定期研修等については、継続した取り組みとして検討、実施する。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	全学院的視野での危機管理マニュアルの整備が目下の課題となっている。学生・生徒等の安全安心対策は、総合防災事業者の指導の下、防災訓練を対面で実施している。防災・減災対策は、災害時用食材の備蓄と管理、又 AED やさすまたを設置し日常のトラブル及び有事に備えている。情報セキュリティは、DDI(ネット侵入監視)機器の導入や、全教職員向け標的型攻撃メール訓練の実施などサイバーリスクの低減とセキュリティインシデントの防止に取り組んでいる。

実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令の改正等に合わせ、適時学内規程の改正を行い、教職員への広報、ポータルページ等で周知を行う等、規程の遵守を徹底している。公益通報に対しては、公益通報者保護に関する規程に必要事項を規定、通報窓口の整備を行うとともに通報者の保護を図っている。 ➤規程及びガイドライン： https://ap.shokei.jp/data/guidelines/whistleblower.html

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	学院ホームページに学院組織、事務組織、事業計画・報告、役員一覧、主要規程及びガイドライン、設置認可申請・設置認可届出等についての情報を公開、適宜更新を実施している。 ➤情報公開：https://ap.shokei.jp/data/
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学校法人に関する情報(事業計画、事業報告及び財務情報)については、Web 上での公開に加え、各事業所へ備え付けを行い、情報開示規程により、請求があれば学外のステークホルダーに対してもスムーズに閲覧に供することができるよう体制を整えている。大学ポートレートについては、担当を明確化し、適宜情報の更新を実施し、適時適切な情報の提供を心がけている。 ➤大学ポートレート： https://up-j.shigaku.go.jp/school/category08/00000000063001000.html

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明